

概要

- BS及び東経110度CSによる従来の右旋円偏波を利用した衛星放送の中間周波数は、1.0～2.1GHzであったが、平成30年12月から開始される左旋円偏波を利用した衛星放送の中間周波数は2.2～3.2GHzとなる。
- 本件は、左旋円偏波を利用した4K・8K実用放送について、ケーブルテレビ事業者がパススルー伝送方式による再放送を行えるよう、中間周波数(2.2～3.2GHz)を搬送波の周波数として追加するとともに、中間周波数へ変換するための局部発振周波数の追加等を行うものである（BS及び東経110度CSの中間周波数及び局部発振周波数と同一）。

制度整備の状況

- 本制度整備について、放送システム委員会(第61回(平成30年2月7日))に於いて確認を行い、平成30年2月19日から同年3月20日まで意見募集を行ったが、意見の提出はなかった。
- 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令案について電波監理審議会(平成30年4月6日)に諮問し、原案を適当とする旨の答申を受けた。
- 今後、本年5月施行を目指し所要の手続きを進めているところ。

